

2015年度

対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金
(グローバルイノベーション拠点設立等支援事業)

公募要領

2016年9月更新

独立行政法人 日本貿易振興機構

目 次

I.	補助対象事業等について	2
II.	補助事業者について	2
III.	補助対象経費の区分と補助率	3
IV.	事業実施期間について	4
V.	補助事業者の義務等	4
VI.	暴力団の排除について	5
VII.	その他留意事項	5
VIII.	応募書類の提出および公募説明会について	5
IX.	採択の審査及び結果通知について	8
<参考>	公募に関する問い合わせ先等	11

この補助事業は、日本において外国企業が日本企業等と連携してイノベーション拠点設立や実証研究、事業化可能性調査を実施するための経費を補助することにより、研究開発部門等の高付加価値部門を日本に誘致して、海外から優れた経営資源を呼び込むとともに、日本をグローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンターとすることを目的とするものです。

I. 補助対象事業等について

1. 補助対象事業

日本国内における再生医療分野又はIoT（=Internet of Things）分野の（1）グローバルイノベーション拠点設立事業、（2）実証研究事業、（3）事業化可能性調査事業を対象とします。

- （1）「グローバルイノベーション拠点設立」とは、研究開発施設及び当該施設内に含まれる生産・営業・事務用施設等の整備を指します。ただし、国内に既にある拠点の移転・集約は対象外です。
- （2）「実証研究」とは、外国企業の本社所在国等で既に実用化されている又は実用化が見込まれる技術、製品又はサービスについて、外国企業と日本企業等が連携して行う、実用化に向けた試験、データ収集等、日本における実用化可能性に係る実証研究を指します。
- （3）「事業化可能性調査」とは、外国企業の本社所在国等で既に実用化されている又は実用化が見込まれる技術、製品又はサービスについて、外国企業と日本企業等が連携して行う、日本で実用化するための市場調査等を指します。

（注1）「グローバルイノベーション拠点設立事業」、「実証研究事業」、「事業化可能性調査事業」は、2事業以上を同時に応募することが可能です。

2. 補助対象要件

以下の要件を全て満たすこと。

- （1）最終親会社又は親会社が外国の法律に基づいて設立され又は組織される法人であって、実質的な業務に従事している法人であること。
- （2）研究内容が「再生医療分野」又は「IoT分野」に関するものであること。
- （3）日本の企業、大学又は公的研究機関等との資本又は業務提携が見込まれること。
- （4）当該補助対象事業に係る投資計画について、「平成27年度一般会計補正予算（第1号）等の閣議決定（2015年12月18日）」以前に对外発表又は実行をしていないこと（ただし、閣議決定日以前に对外発表又は実行した投資計画に加えて、追加投資を行うこととした場合、当該追加投資を閣議決定日以前に对外発表又は実行をしていないときは、当該追加投資部分は対象とする）。

II. 補助事業者について

本補助金の交付対象者（補助事業者）は、上記Iの2.に掲げる要件をすべて満たし、外部審査委員会の審査結果を踏まえて経済産業省とJETROの協議の上採択される民間事業者等で、事業終了後の施設及び設備等の管理・運営等を責任持って実施することができる日本国内の法人格を有する者（注2）とします。（注3）

（注2）外国法人（日本にある支店を含む）等この公募の応募時において日本国内の法人格を有していない者にあつては、この公募による採択決定後、補助金の交付申請の時までに日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。

(注 3) 採択後に、補助対象要件を満たしていない事実が判明した場合、または応募書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合等においては、採択を取り消すことがあります。

Ⅲ. 補助対象経費の区分と補助率

予算総額：10 億円

補助対象事業			補助率
補助対象事業の区分	補助対象経費の区分	内容	
グローバル イノベーション 拠点設立事業	事業費	① 設計費 ② 施設購入費・賃借料 ③ 設備・機械・器具費 ④ 工事費 ⑤ 測量及び試験費 ⑥ 諸経費（工事費負担金、許可等申請書作成費、書類提出旅費等） ⑦ その他（本事業を実施するために必要な経費のうちジェトロが認めるもの）	1/3 以内
実証研究事業	人件費	① 研究員費 ② 補助員費	2/3 以内
	事業費	① 旅費 ② 会議費 ③ 外注費 ④ 試験費 ⑤ 通訳・翻訳費 ⑥ 文献購入費 ⑦ 印刷製本費 ⑧ 通信運搬費 ⑨ 設備・機械・器具費 ⑩ 消耗品費 ⑪ その他（本事業を実施するために必要な経費のうちジェトロが認めるもの）	
事業化可能性 調査事業	人件費	① 研究員費 ② 補助員費	定額 （最大 1,000 万円）
	事業費	① 旅費 ② 会議費 ③ 外注費 ④ 通訳・翻訳費 ⑤ 文献購入費 ⑥ 印刷製本費 ⑦ 通信運搬費 ⑧ 消耗品費 ⑨ その他（本事業を実施するために必要な経費のうちジェトロが認めるもの）	

(注 4) 設備費等のリース料金及び施設賃借料は、下記Ⅳの事業実施期間中に要する費用とします。また、一時的に預ける担保金・保証金は対象とはなりません。

(注 5) 設備費等については、原則として、事務用品・家具・調度品等は補助対象とはなりません。

(注 6) 工事費については、原則として、撤去費（既存建物解体費、既存設備の撤去費）、外構工事費等は補助対象外です。また、研究開発施設及び当該施設内に含まれる生産・営業・事務用施設等以外の工事費も対象外です。

Ⅳ. 事業実施期間について

交付決定後、補助対象事業について、速やかに事業に着手し、原則として、2017年2月3日（金）までに事業を完了することとします（事業完了とは、プロジェクトの完了のみならず、補助事業者による経費支払いの完了までを指します）。

Ⅴ. 補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付規程等の関連する規定を遵守していただくこととなりますので御留意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業の交付年度中の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業を完了した場合、完了した日から起算して 30 日以内又は 2017 年 2 月 8 日（水）までのいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助対象事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後 3 年間、補助対象事業に係る事業継続の状況について報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）については、次のような取扱いをしなければなりません。
 - ① 補助対象事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
なお、取得価格が 50 万円を超える取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める（注 6）財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
 - ② 別に定める期間においては、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供することをいう）することはできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を返納していただくこととなります。
- (6) 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助対象事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後 5 年間保存しなければなりません。

(注7) 原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に規定する耐用年数期間となります。

VI. 暴力団の排除について

補助事業者が下記のいずれにも該当しないこと。

- (1) 本補助金を申請する法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

VII. その他留意事項

- (1) この応募で提出された補助金申請額（補助率を含む）が交付決定額となるものではありません。採択決定後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容をジェトロが厳正に審査した上で、交付決定通知書にて交付決定額を通知します。
- (2) 本補助対象事業は、交付決定をもって事業の開始となるため、交付決定日より前に発生（発注・契約等）した経費は対象となりません。
- (3) 補助金の支払いは、原則、補助対象事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。年度途中でも事業が完了している場合は、所定の手続により補助金が支払われます。
- (4) 国（特殊法人等を含む）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（本事業の交付申請書の提出以降を含む）は認められませんので御注意ください。
なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に御相談ください。

VIII. 応募書類の提出および公募説明会について

1. 応募受付期間

2016年2月16日（火）～2016年10月14日（金）正午まで ※延長しました。

2. 提出先

提出書類は郵送又は持参により以下に提出してください。

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
対日投資部 対日投資課 グローバルイノベーション拠点設立等支援事業担当
〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12-32 アーク森ビル 6 階
TEL: 03-3582-5234
※応募書類を持参により提出する場合は、総合案内（6 階）までお越しください。

(注 9) FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

(注 10) 締切を過ぎてからの提出は受け付けられません。配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、期限に余裕をもって送付ください。

3. オンラインでの情報入手

本公募要領と応募書類は、日本語版と英語版を下記ウェブページからダウンロードすることができますので御利用ください。

- ・ 日本語 HP : <https://www.jetro.go.jp/invest/support/info.html>
- ・ 英語 HP : https://www.jetro.go.jp/en/invest/incentive_programs/info.html

4. 提出書類について

- (1) 応募書類（添付資料を含む）は、英語による書類の作成及び提出も可能です。
- (2) 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類は A4 用紙で印刷してください（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません）。
- (3) 以下の「提出書類一覧表」における書類について、正本 1 部、写し 10 部を紙媒体で提出するとともに、電子媒体（CD-R1 枚（「応募書類（様式 1、別添 1～4）」は Word 形式、それ以外は PDF で保存したもの））を提出してください。CD-R には、必ず応募企業名を記載して下さい。なお、通しページ番号を提出書類下中央に必ず打ち込んでください。
- (4) 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- (5) 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんので御留意ください。

「提出書類一覧表」

	書 類 名	様式
<input type="checkbox"/>	1. 平成 27 年度対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（グローバルイノベーション拠点設立等支援事業）応募書類	様式 1
<input type="checkbox"/>	2. 会社概要等（パンフレット等も添付）	別添 1
<input type="checkbox"/>	3. 補助対象事業の内容	別添 2
<input type="checkbox"/>	4. 補助対象事業の効果	別添 3
<input type="checkbox"/>	5. 補助対象事業の経費 ※経費の根拠となる見積書やカタログ等も添付すること。	別添 4
<input type="checkbox"/>	6. 直近 3 年の決算報告書と財務諸表 ※単体ベース。ただし、連結がある場合には連結決算も併せて提出すること。 ※設立後 3 年未満の場合は、親会社の直近 3 年の決算報告書を提出すること。	書式自由
<input type="checkbox"/>	7. 施設の配置図及び平面図 ※拠点設立事業の場合に限る。	書式自由
<input type="checkbox"/>	8. 補助対象事業に係る拠点設立、実証研究又は事業化可能性調査についての概要資料 ※既存の印刷媒体又はパワーポイント等視覚的に説明できる資料を提出すること。	書式自由
<input type="checkbox"/>	9. CD-R 1 枚 ※上記 1～8 の項目全てのデータを入れること。	

IX. 採択の審査及び結果通知について

1. 採択時の主な審査内容

(1) 基本的事項の審査

以下の全ての審査項目を満たすこと。

- ① 補助対象要件
 - ・上記 I の 2. の補助対象要件をすべて満たしていること。
- ② 補助対象事業の実施体制
 - ・業務を円滑に遂行するための十分な体制を有していること。
- ③ 補助事業者としての適格性
 - ・補助対象事業を円滑に遂行するための資金力及び経営基盤を有していること。
 - ・補助対象事業に係る研究実績及びノウハウ等を有していること。
- ④ 補助対象経費等の妥当性
 - ・補助対象経費の内容が妥当なものであること。
- ⑤ 工程の妥当性
 - ・補助対象事業期間内の確実な事業完了が見込まれる工程となっていること。

(2) 事業内容に関する審査

以下の審査項目を考慮し、総合的に審査を行う。

- ① 事業の新規性
 - ・補助対象事業に係る技術・製品又はサービスに新規性があること。
 - ・日本における補助対象事業に係る技術・製品又はサービスの産業基盤の形成において、未だ世界最先端に達していない部分があること。
- ② 事業の高付加価値性
 - ・補助対象事業に係る技術・製品又はサービスが高付加価値をもたらすものであること。
 - ・補助対象事業が、日本企業の研究と重複又は類似していないことが見込まれること。
- ③ 技術、製品又はサービスの実用化可能性
 - ・補助対象事業に係る技術・製品又はサービスの日本国内における実用化とそれに伴う経済波及効果が見込まれること。
- ④ 国内企業の海外展開促進の有無
 - ・国内企業、大学又は公的研究機関等との連携により、国内企業の海外展開促進等が見込まれること。特に、中小企業の海外展開促進等に資するものであることが望ましい。
- ⑤ 地域経済への波及効果（拠点設立事業のみ）
 - ・当該拠点の設立が地域経済に好影響を与えること。
- ⑥ 人材の雇用（拠点設立事業のみ）
 - ・補助対象事業により整備する拠点において 5 人以上の新規雇用が見込まれること。
 - ・高度外国人材の雇用又は海外からの駐在・出向等があること。

2. 採択の通知等

採択者の決定については、ホームページにて採択事業者名を公表するとともに、採択結果を書面にて通知します。

3. 応募された情報の取扱い

本制度では、応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容が妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に応募者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

4. 公募および補助対象事業のスケジュール

次の②～③は第1回審査のスケジュールです。採択審査は2016年9月までに複数回実施予定です。第5回の応募締切を追加しました。

- 第1回応募締切：3月10日（木）正午
- 第2回応募締切：5月13日（金）正午
- 第3回応募締切：7月8日（金）正午
- 第4回応募締切：9月9日（金）正午
- 第5回応募締切：10月14日（金）正午

<公募および補助対象事業の流れ>



<参考> 公募に関する問い合わせ先等

○ 応募受付・問い合わせ先等

公募実施機関	所在地等
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） 対日投資部 対日投資課 グローバルイノベーション拠点設立等支援事業担当	〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル6階 TEL: 03-3582-5234 E-Mail : invest-japan@jetro.go.jp http://www.jetro.go.jp/invest/

(注) 提出書類は郵送又は持参にて提出してください。（FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。）また、提出書類を持参にて提出する場合は、総合案内（6階）までお越しください。